

# ○羽村・瑞穂地区学校給食組合指名業者等選定委員会 会規程

平成 14 年 11 月 25 日規程第 2 号

最終改正 平成 16 年 4 月 23 日規程第 2 号

(設置)

**第 1 条** 羽村・瑞穂地区学校給食組合契約事務規則（平成 13 年規則第 1 号）第 35 条の規定に基づき、並びに学校給食センター給食食材物資購入のため、羽村・瑞穂地区学校給食組合指名業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

**第 2 条** 委員会は、工事、物品等の買入れについて指名業者の適格性の判定及び選定に関し必要な事項を調査、審議する。また、学校給食センター給食食材物資の購入業者の選定をする。

(組織)

**第 3 条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもってこれにあてる。

(1) 委員長 給食課長

(2) 副委員長 給食課長補佐

(3) 委員 庶務係長

管理給食係長

給食業務係長 2 名

管理給食係 1 名（給食食材物資のみ担当）

栄養士 2 名（給食食材物資のみ担当）

2 前項の規定にかかわらず委員長が特に必要と認める者は、臨時委員として、委員会に出席するものとする。

(委員長の職務及び代理)

**第 4 条** 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

**第 5 条** 委員会は、必要のつど委員長が招集する。

(定足数及び表決数)

**第6条** 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、給食課庶務係及び管理給食係で処理する。

**付 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**付 則**(平成16年4月23日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。